

「⑦地方自治法の改正を踏まえた議会手続きのオンライン化」
会派意見

会派名	内容
自民党	<p>(1) ①ア「請願書の提出」以外は、試案のとおりでよい。</p> <p>(1) ①ア「請願書の提出」について 押印は廃止しても良いが、請願は重いものであり、会派の審査で誤解等がないよう、署名を行うことで慎重に判断したい。 なお、改正の有無に関わらず紹介議員の署名の意思確認を徹底することが必要である。</p>
維新の会	<p>「2(1) 議会に係る手続きのオンライン化」については、試案の通りで異存はない。手続きについては、できる限りオンライン化を進めていくべきと考える。</p> <p>一方、「(2) 会議へのオンライン出席等」のイの委員会への「オンライン出席事由(育児・介護等)」の拡充については、「育児・介護その他のやむを得ない場合」とは何か、たとえば、介護の対象者などについて、具体的に確認しておく必要がある。安易にオンライン出席できるような取り扱いとするべきではない。 (アの本会議における「オンライン質問」の実施見送りについては、異存はない。)</p>
公明党	<p>試案で示されたオンライン化の手続きや委員会へのオンライン出席の拡充は、一層の開かれた議会の実現に資するものであり賛成する。</p>
ひょうご 県民連合	<p>委員長試案に対して賛同する。</p>
共産党	<p>委員長試案に全体に概ね賛同するが、①育児や介護の場合の会議へのオンライン出席についての「※委員会審査中も育児や介護に従事する必要がある場合は、出席不可」とするという記述について、常時従事以外、さまざまなケースが考えられるが、できるだけ出席と認められるような判断になることを望む。</p> <p>②議会内部の手続きの会議録の配布について、電子データでの配布を基本としつつも、希望者には冊子配布を存続するようにしていただきたい。</p>

会議規則、委員会条例及び傍聴規則の一部改正について

1 概要

議会に係る諸手続や会議への出席について、オンライン化（電子化）を可能とすることとし、対応する会議規則や委員会条例等における条文の改正等、所要の整備を行う。

また、これら整備とともに、「標準都道府県議会会議規則」等の文言調整や規定の見直しを踏まえた関係条文の改正を合わせて実施する。

2 改正内容

(1) 議会に係る手続きのオンライン化（電子化）関係

① 議会と住民等との間の手続き

- ・オンラインによる提出を可能

手続項目	該当条文
ア 請願書の提出	会議規則 第 89 条、 第 89 条の 2、第 90 条
イ 公聴会への出席申し出	会議規則 第 97 条、 委員会条例 第 20 条
ウ 傍聴事前申込	傍聴規則 第 5 条

② 議会内部の手続き

- ・署名及び押印の廃止等

手続項目	該当条文
ア 議員による議案の提出	会議規則 第 15 条
イ 選挙の投票効力の異議に係る決定書交付	会議規則 第 32 条
ウ 議員の資格決定に係る決定書の交付	会議規則 第 109 条
エ 修正の動議	会議規則 第 17 条
オ 懲罰動議の提出	会議規則 第 117 条
カ 会議規則の改正	会議規則 第 133 条
キ 出席催告	会議規則 第 11 条
ク 会議録の配布	会議規則 第 127 条

(2) 会議へのオンライン出席関係

内 容	該当条文
オンライン委員会の出席事由の拡充 （「育児、介護その他のやむを得ない場合」を追記）	会議規則 第 65 条 委員会条例 第 10 条、 第 10 条の 2

(3) 標準会議規則等の改正に伴う一部改正

項目	内容	該当条文
ア 本会議の会議時間変更の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> ・現行は「会議時間の繰上げ又は延長は、会議中に議長が宣告する」とされているが、緊急時、会議時間外での繰上げ等ができないことから、「議長は、<u>会議中でない場合でも、特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、繰上げ又は延長することができる</u>」等の規定を整備 	会議規則第6条
イ 議場への携帯品の届け出	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の出席に必要と認められる<u>携帯品については、議長の許可から届出制へと変更</u> ・携帯不可のもの内、現行法令等で不使用の用語(外とう⇒コート)を改めるとともに、障害のある方等への配慮の観点から「つえ」を削除 	会議規則第111条 傍聴規則第13条
ウ 公聴会における意見の陳述の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会の公述人には、代理又は文書による意見の陳述を認めていないことから、<u>オンライン(電子メール等)による意見の陳述も認めない。</u> 	会議規則第101条、 第102条 委員会条例第24条
エ 委員会の「公開原則」の明文化	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の傍聴の取り扱いについて「傍聴希望者が傍聴できる」とする規定を、「<u>公開を原則とする</u>」に明文化 	委員会条例第15条、 第16条、 第18条

(4) その他

項目	内容	該当条文
ア 傍聴席の定員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間(令和6年度)、本会議を兵庫県公館で行うことに伴い、大会議室の実態に即した定員に変更 	傍聴規則第3条

3 施行期日

令和6年4月1日

兵庫県議会会議規則の一部改正について

1 改正理由

地方自治法及び全国都道府県議会議長会が定める標準会議規則の一部改正に伴い、兵庫県議会（以下「議会」という。）に係る手続についてオンラインによる方法を可能とするほか、柔軟な議事運営等を図るため、議会の手続に係る規定等について所要の整備を行う。

2 改正内容

- (1) 会議時間の変更を柔軟に行うことを可能とする（第6条関係）。
- (2) 議案や請願の提出等に係る手続について、文書のほか、オンラインによる方法を可能とする（第11条、第15条、第17条、第89条、第89条の2、第90条、第97条、第109条、第117条、第133条関係）。
- (3) 投票の効力に係る通知の規定を設ける（第32条関係）。
- (4) 委員会の招集手続について、オンライン委員会に係る規定の整備を行う（第65条関係）。
- (5) 公述人は、オンラインによる方法により意見を提示することができないこととする（第101条、第102条関係）。
- (6) 現在の法令では使用されない用語を改めるとともに、「つえ」を削除するほか、会議への出席に議場への携帯が必要と認められる物品について、届出により議場への携帯を可能とする（第111条関係）。
- (7) 会議録の配布について、オンラインによる方法を可能とする（第127条関係）。

3 施行期日

令和6年4月1日

兵庫県議会議事規則

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>(会議時間) 第6条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。<u>ただし、議会の議決により、または議長において必要があると認めて、会議に宣告することにより繰上げまたは延長することができる。</u></p> <p><u>2 会議時間の繰上げまたは延長の動議については、議長は、討論を用いなくて、会議にかかって決める。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>3 会議の開始は、振鈴で報ずる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(出席催告) 第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員、または議員の住所(第12条《宿所または連絡所の届出》)の規定による届出をした者にあつては、当該届出の宿所または連絡所)に文書または口頭をもって行なう。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(会議時間) 第6条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p><u>2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員10人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。</u></p> <p><u>4 会議の開始は、振鈴で報ずる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(出席催告) 第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員、または議員の住所(第12条《宿所または連絡所の届出》)の規定による届出をした者にあつては、当該届出の宿所または連絡所)に文書若しくは電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法または口頭をもって行なう。</p> <p>(略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(議案の提出)</p> <p>第15条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を具え、理由を付け、議員の定数の12分の1以上の者が<u>連署</u>して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(議案の提出)</p> <p>第15条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を具え、理由を付け、議員の定数の12分の1以上の者が<u>署名又は記名</u>して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を具え、議員の定数の12分の1以上の発議者が<u>連署</u>して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を具え、議員の定数の12分の1以上の発議者が<u>署名又は記名</u>して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第32条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。</p> <p>2 前項の立会人は、議長が議員の中から会議にはかって指名する。</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第32条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。</p> <p>2 前項の立会人は、議長が議員の中から会議にはかって指名する。</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。</p> <p><u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知は、文書又は電子情報処理組織を使用する方法で行う。</u></p> <p>(略)</p>
<p>(招集手続)</p> <p>第65条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(招集手続)</p> <p>第65条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所 <u>(法第109条第9項の規定による条例の規定により全ての委員が委員会に出席するものとみなされる場合はその旨)</u>、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願は、文書により、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人その他</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願は、文書<u>又は電子情報処理組織を使用する方法により</u>、請願の趣旨、提出年</p>

現 行	改 正 案
<p>の団体にあつては、その所在地) を記載し、<u>請願者</u> (法人その他の団体にあつては、その名称を記載し、代表者名) が署名または記名<u>押印</u>の上議長に提出しなければならない。</p> <p>2 請願書には、紹介議員の署名または記名<u>押印</u>がなければならない。 (請願の紹介の取消)</p> <p>第89条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。</p> <p>(請願文書表)</p> <p>第90条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。</p> <p>2 請願文書表には、請願の要旨、請願者の住所、氏名、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載する。</p> <p>3 前項の文書表には、請願者2人以上<u>連署</u>のものは、外何人と記載する。</p> <p>(略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第97条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)</p> <p>第101条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可をした場合は、この限りでない。</p>	<p>月日及び請願者の住所 (法人その他の団体にあつては、その所在地) を記載し、請願者 (法人その他の団体にあつては、その名称を記載し、代表者名) が署名又は記名の上議長に提出しなければならない。</p> <p>2 請願書には、紹介議員の署名または記名がなければならない。 (請願の紹介の取消)</p> <p>第89条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の許可を求めようとするときは、<u>文書又は電子情報処理組織を使用する方法</u>により請求しなければならない。</p> <p>(請願文書表)</p> <p>第90条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。</p> <p>2 請願文書表には、請願の要旨、請願者の住所、氏名、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載する。</p> <p>3 前項の文書表には、請願者2人以上<u>署名又は記名</u>のものは、外何人と記載する。</p> <p>(略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第97条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、<u>文書又は電子情報処理組織を使用する方法により</u>、あらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述)</p> <p>第101条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可をした場合は、この限りでない。</p>

現 行	改 正 案
<p>(参考人) 第 102 条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 参考人については、第 99 条（(公述人の発言)）、第 100 条（(議員と公述人の質疑)）及び第 101 条（(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述））の規定を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>(決定の通知) 第 109 条 被選挙権の有無を決定したときは、議長は、その結果を、決定を求めた議員及び決定を求められた議員に通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(携帯品) 第 111 条 議場に入る者は、帽子、<u>外とう、つえ</u>、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u>、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>(懲罰動議の提出) 第 117 条 懲罰の動議は、<u>文書をもって</u>所定の発議者が<u>連署</u>して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(会議録の配布) 第 127 条 会議録は、<u>印刷し</u>、議員及び関係者に配布する。</p>	<p>(参考人) 第 102 条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 参考人については、第 99 条（(公述人の発言)）、第 100 条（(議員と公述人の質疑)）及び第 101 条（(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述））の規定を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>(決定の通知) 第 109 条 被選挙権の有無を決定したときは、議長は、その結果を、決定を求めた議員及び決定を求められた議員に<u>文書又は電子情報処理組織を使用する方法</u>で通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(携帯品) 第 111 条 議場に入る者は、帽子、<u>コート</u>、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては</u>、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>(懲罰動議の提出) 第 117 条 懲罰の動議は、<u>文書又は電子情報処理組織を使用する方法により</u>、所定の発議者が<u>署名又は記名</u>して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(会議録の配布) 第 127 条 会議録は、議員及び関係者に配布する。</p>

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>(会議規則の改正)</p> <p>第 133 条 議員がこの規則の改正についての議案を提出しようとするときは、第 15 条《議案の提出》第 1 項の規定にかかわらず、その案を具え、理由を付け、議員の定数の 4 分の 1 以上の賛成者が<u>連署</u>して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>(会議規則の改正)</p> <p>第 133 条 議員がこの規則の改正についての議案を提出しようとするときは、第 15 条《議案の提出》第 1 項の規定にかかわらず、その案を具え、理由を付け、議員の定数の 4 分の 1 以上の賛成者が<u>署名又は記名</u>して、議長に提出しなければならない。</p>

兵庫県議会委員会条例の一部改正について

1 改正理由

地方自治法及び全国都道府県議会議長会が定める標準委員会条例の一部改正に伴い、委員会に公開原則を導入するとともに、各種手続に係るオンラインによる方法を可能とするなど、柔軟な委員会運営等を図るため、所要の整備を行う。

2 改正内容

- (1) 委員会の招集手続について、オンライン委員会に係る規定の整備を行う（第10条関係）。
- (2) 委員会のオンライン出席事由に育児、介護を加える（第10条の2関係）。
- (3) 委員会に公開の原則を導入するため、規定の整備を行う（第15条、第16条、第18条関係）。
- (4) 公聴会の出席について、オンラインによる方法による申出を可能とする（第20条関係）。
- (5) 公述人は、オンラインによる方法により意見を提示することができないこととする（第24条関係）。

3 施行期日

令和6年4月1日

兵庫県委員会条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の4分の1以上の者から審査又は調査すべき事件を示して、委員会招集の請求があるときは、委員長は、速やかに招集しなければならない。</p> <p>3 議会運営委員会又は特別委員会の委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が当該議会運営委員会又は特別委員会の招集日時及び場所を決めて、その互選を行わせる。</p> <p>(開催方法の特例)</p> <p>第10条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生等の事由により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条及び第16条において「オンラインの方法」という。）を利用して委員会を開催することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第15条 <u>委員会は、議員のほか、傍聴を希望する者が傍聴することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、委員会は、その議決で傍聴を希望する者の傍聴を認めないこととすることができる。</u></p> <p>3 <u>委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u></p> <p>4 <u>委員会の傍聴に関し、必要な事項は議長が定める。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の4分の1以上の者から審査又は調査すべき事件を示して、委員会招集の請求があるときは、委員長は、速やかに招集しなければならない。</p> <p>3 議会運営委員会又は特別委員会の委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が当該議会運営委員会又は特別委員会の招集日時及び場所（次条3項の規定により<u>全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第19条第2項において同じ。</u>）を決めて、その互選を行わせる。</p> <p>(開催方法の特例)</p> <p>第10条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生又は、<u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインの方法」という。）を利用して委員会を開催することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(委員会の公開の原則)</p> <p>第15条 <u>委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。</u></p> <p>(3 削除 ※第18条第4項に移動)</p> <p>(4 削除 ※第18条第5項に移動)</p>

<p><u>(秘密会)</u></p> <p><u>第16条 委員会</u>は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、<u>第10条の2第1項の規定によりオンラインの方法を利用して委員会を開催する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第18条 委員会において、地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2 委員が、前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ又は中止することができる。</p> <p><u>(新設 ※第15条第3項から移動)</u></p> <p><u>(新設 ※第15条第4項から移動)</u></p> <p>(略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第20条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、<u>文書</u>であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>第16条 削除</p> <p>(略)</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第18条 委員会において、地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2 委員が、前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ又は中止することができる。</p> <p><u>4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u></p> <p><u>5 委員会の傍聴に関し、必要な事項は議長が定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第20条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、<u>文書又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)</u>とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法(第24条において「電子情報処理組織を使用する方法」をいう。)により、あらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</p> <p>(略)</p>
--	--

<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>	<p>(代理人又は文書等による意見の陳述)</p> <p>第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>
---	---

兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

1 制定の理由

本会議における傍聴の機会の確保を図るため、傍聴席の定員及び傍聴券交付手続について所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 傍聴席の定員は、70人とする（第3条関係）。
- (2) 第5条第2項に規定する記入は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。この場合において、同項中「当日受付で先着順に傍聴券交付台帳に所定の事項を記入」とあるのは、「傍聴を希望する日の前日までに議長が定める方法により申込みを」とする（第5条関係）。
- (3) 外とうをコートに改めるものとする（第13条関係）。

3 施行期日

令和6年4月1日

兵庫県議会傍聴規則

新旧対照表

現 行	改正案
<p>(傍聴席の定員) 第3条 傍聴席の定員は、<u>10人</u>とする。</p> <p>(傍聴券) 第5条 傍聴券は、一般傍聴券及び議員紹介傍聴券の2種とする。 2 一般傍聴券は、会議の当日受付で先着順に傍聴券交付台帳に所定の事項を記入した者に交付する。</p> <p><u>3</u> 議員紹介傍聴券は、議員を通じてあらかじめ交付する。この場合において、交付を受けた者は、当該傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。 <u>4</u> 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項) 第13条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p>	<p>(傍聴席の定員) 第3条 傍聴席の定員は、<u>70人</u>とする。</p> <p>(傍聴券) 第5条 傍聴券は、一般傍聴券及び議員紹介傍聴券の2種とする。 2 一般傍聴券は、会議の当日受付で先着順に傍聴券交付台帳に所定の事項を記入した者に交付する。 <u>3</u> <u>前項に規定する記入は、電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその交付の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合において、同項中「当日受付で先着順に傍聴券交付台帳に所定の事項を記入」とあるのは、「傍聴を希望する日の前日までに議長が定める方法により申込みを」とする。</u> <u>4</u> 議員紹介傍聴券は、議員を通じてあらかじめ交付する。この場合において、交付を受けた者は、当該傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。 <u>5</u> 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項) 第13条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p>

<p>(1) 議場における言論に対し、公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>(3) はち巻をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 帽子、<u>外とう</u>の類を着用しないこと。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 議場における言論に対し、公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>(3) はち巻をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 帽子、<u>コート</u>の類を着用しないこと。</p> <p>(略)</p>
---	---

(案)

兵庫県議会 業務継続計画（BCP）

令和 6 年 3 月

兵庫県議会

1 目的

大規模災害や感染症の蔓延など、危機事案発生時においても県議会が機能を十分に果たすため、災害時の議会及び議会事務局の組織体制及び議会・議員の活動指針について示すことを目的とする。

なお、本計画においては、災害等のフェーズに応じた詳細な行動計画ではなく、危機事案発生時の対応に際し、議員や事務局職員の判断に資する基本原則を中心とし、策定後も随時見直しを図ることとする。

2 対象とする危機事案

本計画は、地震・津波、風水害、感染症、その他（重大事故、原子力災害、テロ等）により、県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合で、議長が議会としての対応が必要と認めた危機事案を対象とする。

具体的には、県に対策本部が設置される場合又は議長が本計画を適用する必要があると認める場合とする。

3 危機事案発生時の議会の役割・機能

県議会の役割・機能	危機事案発生時における役割・機能
1 県民の意思・意見の把握	被災状況の確認、現地の要望の把握 当局との連携（照会・要望、情報収集等） 感染症対策にあつては、感染状況や医療提供体制の確認や要望の把握
2 政策の提案	予算への要望、国・関係行政庁等への要望・要請
3 団体意思の決定（議決機能）	条例・予算等の議案審議
4 施策・事業の点検、監視、評価	対策の効果の点検、監視、評価、さらなる対策の検討
5 議会活動に関する県民への説明	災害等への対策、議会活動の広報 さらなる要望等の把握

危機事案発生時の本会議運営等の基本方針について

- 1 議会の業務継続を図り、本会議に上程されるすべての議案を議了することを最優先課題とする。
 - (1) 本会議、委員会とも定足数（半数以上の出席）を充たす場合は、欠席者多数であっても予定どおり開催する。

なお、開会日に応招議員が半数に満たない場合は流会となり、知事が議会の再招集日程を調整することとなる。
 - (2) 会期中に、多数の議員が欠席し、委員会（議会運営委員会、常任委員会）の定足数を充たさないおそれがある場合は、委員会への議案付託は行わないこととする。

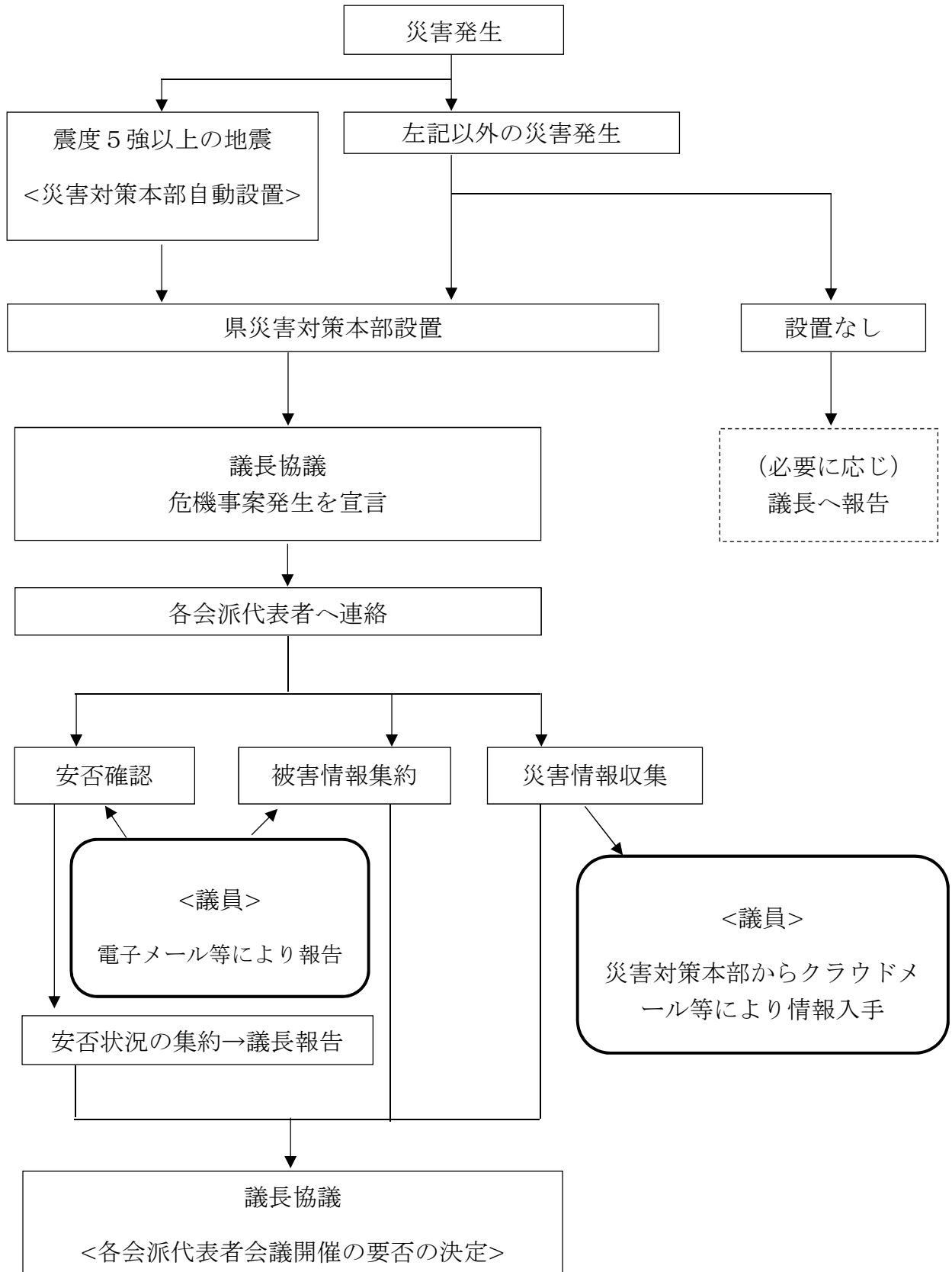
なお、付託後の場合には、本会議で付託の撤回を議決する。
- 2 会期中に会議日程や議事の変更が必要となった場合、議会運営委員会で協議、決定する。

なお、議会運営委員会が定足数を欠く場合、持ち回り審議（事実上の会議として電話連絡等による協議）とする。
- 3 閉会日までに会議日程が終えられない、またはそのおそれがある場合には、会期延長について、議会運営委員会で協議の上、本会議に諮って決定する。
- 4 閉会日に定足数を欠き、開議できない場合は流会となる。

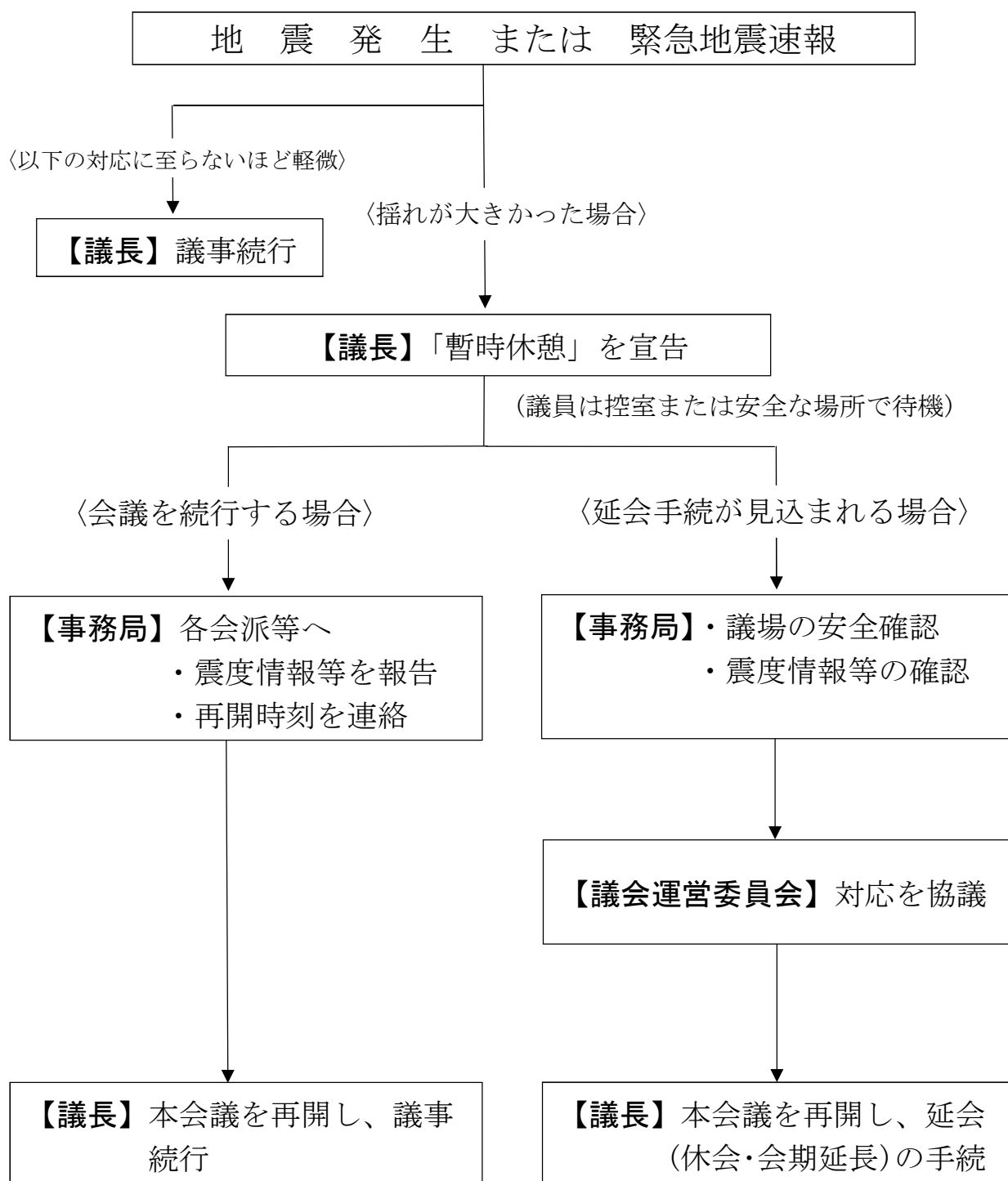
その場合、閉会日における議決未了案件の対応については、当局と調整の上、議会運営委員会等において対応を協議する。

4 議会の対応

(1) 議会行事を開催していない時の初動対応



(2) 本会議開催中の災害等対応 (例: 地震発生時)



※ 委員会開催中は、議長を委員長に読み替えるなどにより対応

(3) 情報等の一元化

議長は危機発生事案に関する情報を収集、一元化し、電子メール等により必要に応じて議員へ提供する。

議員が危機発生事案に関して、当局に対する照会、情報提供、要望等を行う場合には、原則として議長が集約し、一元的に行うものとする。なお、議長はその状況等について、必要に応じて議員へ提供するものとする。

緊急性が高い事案について、会派や議員による情報提供、要望等を妨げるものではないが、その内容、対応については議長へ事後に報告するものとする。

(4) 各会派代表者会議の開催

議長は、被害状況等諸事情を勘案し、今後の対応を協議する必要があると認めるときは、各会派代表者会議を開催する。

各会派代表者会議では、次の事項を協議又は意見調整する。

- ・被害状況等の把握・分析
- ・議会運営委員会、正副常任委員長会議、関係常任委員会の開催
- ・特別委員会の設置
- ・臨時議会の開催
- ・議員の安否、居所、被害状況等の把握 等

緊急時に招集する各会派代表者会議については、迅速な情報共有の必要性に鑑み、少数会派や無所属議員の出席に配慮することとする。

各会派代表者会議で議会運営委員会又は関係常任委員会の開催が決定された場合には、議長は該当の委員会委員長に委員会の招集を要請する。

(5) BCPの随時見直し 及び 訓練の実施

議長は、BCPを真に実用的なものとするため、随時、必要に応じて協議を行い、柔軟に改定を行うこととする。

また、避難訓練や安否確認訓練などを定期的の実施し、課題の把握を行い、その改善に努めることとする。

5 議員の基本的行動（活動指針）

区 分	本会議・委員会開催中	休会・閉会中
平常時	自身の安全確保と行動の円滑化につなげるため、平時から災害等に備える <ul style="list-style-type: none"> ・非常食や燃料等の備蓄 ・交通手段や連絡手段の確保 	
危機事案発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保 ・安全な場所（屋外：県民オアシス、公館東側オープンスペース等）で待機 ・議長又は委員長の指示により会議再開、閉会等の手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保 ・緊急的な人命救助 <p>[議長が全議員に危機発生事案を連絡]</p> <p>連絡手段は、議員公用クラウドメールを原則とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局へ安否連絡 * 人的被害（ケガ等）の有無 * 家屋等の損壊の有無 * 登庁の可否 * その他 <p>[連絡方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> * 県議会連絡サイト * 電話、FAX、電子メール
	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難な登庁議員は、事務局が宿泊施設を確保できた場合は同施設で、確保できない場合は3号館議員控室等で宿泊 	
議会としての対応決定まで	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の被災状況等の情報や住民の要望の収集に努める。特に、被災の程度が地域によって異なる場合、県議会からの連絡を待つことなく、地元の県民局、県民センター、自治体との連携に努め、情報や要望の収集に努める ・把握した情報については、議長への報告に努める ・地域の一員として、可能な範囲で被災者支援活動にあたる 	
議会としての対応決定後	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査や本会議、委員会、協議等の場において議案審議等の議会活動に従事する <p>災害等の影響により、本会議に出席できない場合はインターネット中継の視聴等により情報把握に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会活動を優先しつつ、引き続き地域において被災者支援活動に努める 	

6 感染症対策

(経緯及び基本原則)

新型コロナウイルス感染症への対策については3年間を超える長期にわたり県民の健康や社会生活に多大な影響を及ぼし、今なお感染が終息したとはいえない状況にある。

県当局においては、今回の取組を検証し、その結果を新型インフルエンザ等対策行動計画や感染症予防計画に反映するなど、今後の感染症に備えるとしている。その検証は、保健医療（①基本的な感染対策、②医療提供体制、③検査・療養体制、④保健所体制、⑤ワクチン）、福祉（⑥社会福祉施設等）、経済（⑦事業活動支援、雇用、貸付制度）、生活（⑧県民生活支援等）、社会活動（⑨社会活動制限、⑩県立施設等）、教育（⑪学校等）等の多くの分野についてなされているところである。

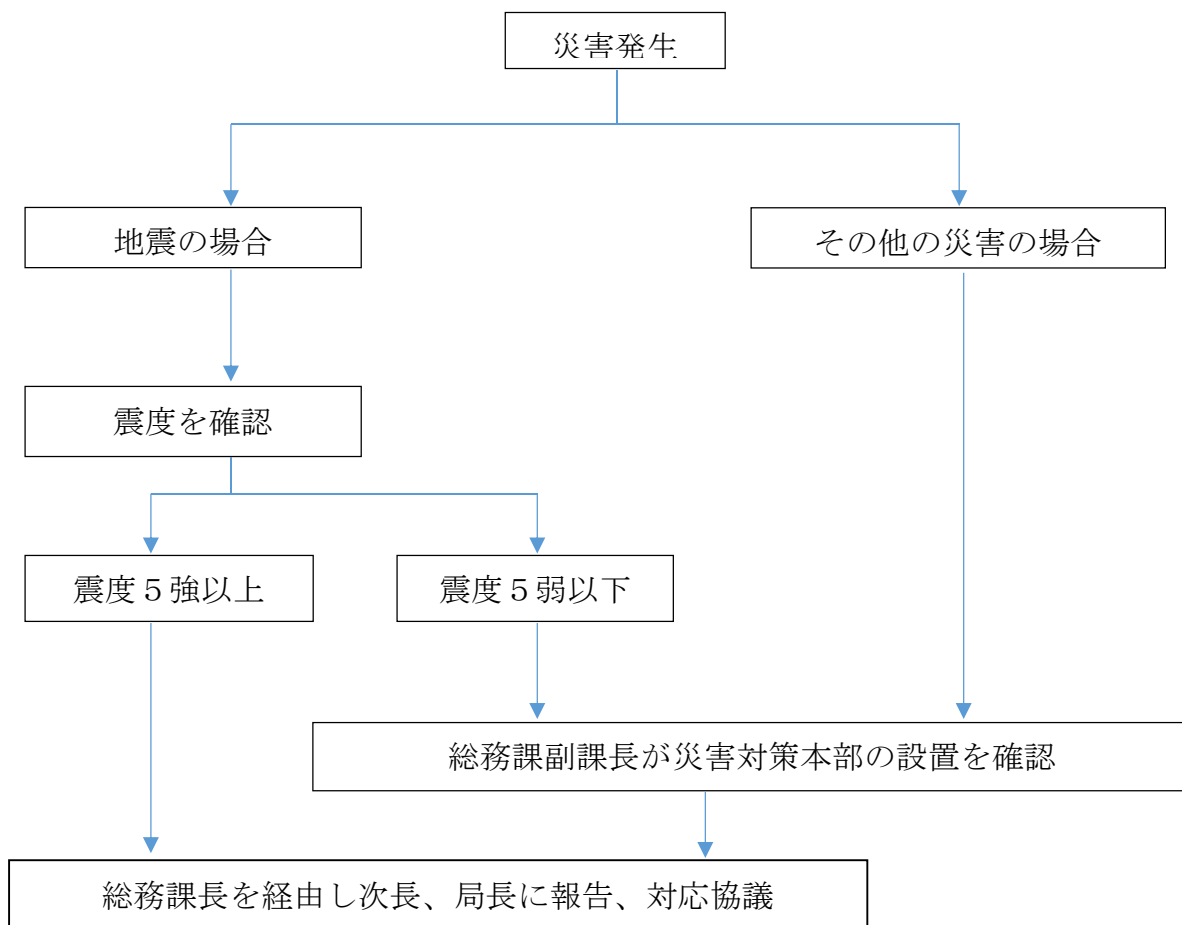
県議会においては、感染症に罹患した患者が国内、県内で確認され、繰り返し感染拡大の波が到来する各時期において、代表者会議メンバーで構成される「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」において、議会における感染症への対応、当局の対処方針改正に関する情報入手、県民や関係者からの要望を伝える場を設けてきた。

今後、新型コロナウイルス感染症のさらなる局面変化、あるいは新たな感染症対策においても、前述の「3 危機事案発生時の議会の役割・機能」「団体意思の決定」で示した「危機事案発生時の本会議運営等の基本方針」を適用し、必要な協議・調整の場の設置等により、議会機能の維持を図ることとする。

その際、既に実施している委員会へのオンライン出席を認める地方自治法改正への対応、本会議へのオンライン出席など、今後想定される制度変更について、時機を逸することなく速やかに条例改正を行うなど、危機事案発生時に対応できるよう、事前準備に努めることとする。

7 議会事務局の体制

(1) 事務局初動体制



【震度 6 強以上、県内広範囲に水防指令 3 号発令など】

- ・ 第 3 号配備（全員配備）
- ・ 議長協議（危機事案該当、代表者会議招集）

【震度 5 強又は 6 弱、大津波警報、水防指令 3 号発令で中規模の被害のおそれなど】

- ・ 第 2 号配備（局長、次長、課長、副課長、秘書班長、図書・広報班長）
- ・ 議長協議（危機事案該当、代表者会議招集）

【その他（災対本部未設置）】

- ・ 第 1 号配備（総務課長、総務課副課長、秘書班長のうち 2 名）
- ・ 議長報告（危機事案に該当しない）

(2) 事務局対策部

大規模災害等の発生により、「兵庫県災害対策本部」が設置された場合、必要に応じて、議会事務局内に「兵庫県議会事務局対策部」（以下「対策部」という。）を設置する。

① 設置目的

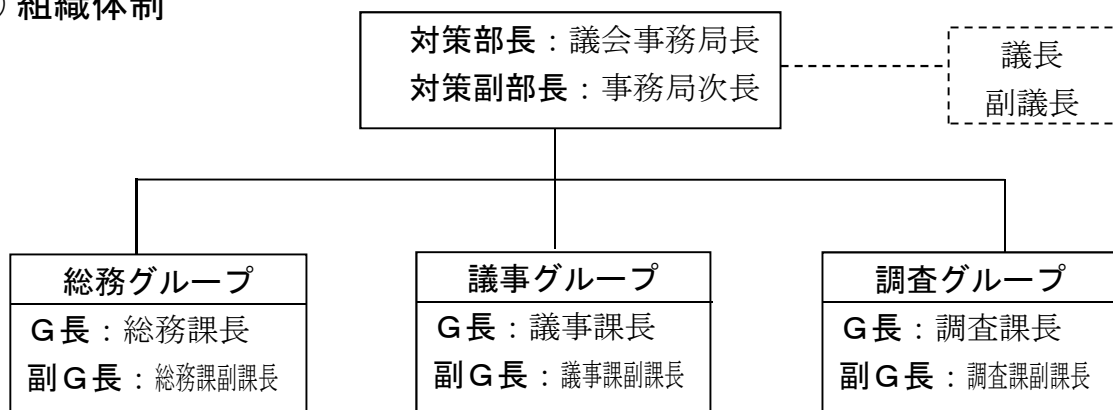
- ア 災害に関する情報の収集及び議員に対する情報提供
- イ 議員及び職員の安否、被害状況等の把握
- ウ 議会の基本的な機能を維持し、議会としての対応を協議
- エ 兵庫県災害対策本部との連携

② 設置基準

「兵庫県災害対策本部」が設置された場合に、被災地域、被害規模等を考慮し、議会事務局としての対応が必要と事務局長が認めた場合に「対策部」を設置する。

併せて、事務局長は、職員の体制（1～3号体制）を決定する。

③ 組織体制



④ 職員出動基準

■ 1号体制：総務課長、総務課副課長、秘書班長のうち2名

[2名] ※総務グループのみで対応

※他の7級以上職員は自宅待機

■ 2号体制：局長、次長（2名）

[1 1名] 総務課：課室長・副課長・秘書班長（4名）

議事課：課長・副課長、調査課：課長・副課長（4名）

※他の6級職員は自宅待機

■ 3号体制：局長、次長（2名）、課室長（4名）、副課長・7級班長

[19名] (4名)、6級班長・主幹(8名)

※他職員は自宅待機

※対策部長(副部長)は、上記出動基準をもとに、災害の規模、被災の地域等を総合的に判断し、必要人員及び出動可能人員を見極め、出動を指示する。

※災害発生から時間が経過した場合は、必要に応じた体制に増員・減員する。

※災害対策本部から本部事務局又は各部の応援依頼がある場合は、自宅待機職員を当てる。

⑤ 各班初動業務

担当グループ	役割
総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長の安否確認、被災状況の把握 ・議員(自由民主党)の安否確認、被災状況の把握※1 ・総務課職員の安否確認、被災状況の把握 ・議員、事務局職員の安否、被災状況を取りまとめ、正副議長へ報告 ・議場、委員会室等議会関係施設の被災状況の把握、機器点検 ・兵庫県災害対策本部との連絡調整、情報収集 ・職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・帰宅困難議員、事務局職員への対応(議員指定宿泊施設等の確保、控室・執務室等での宿泊対応) ・対策部の運営、各グループとの連絡調整等 <p>[災害に関する必要情報の議員(自由民主党)への提供※2]</p>
議事グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・議員(維新の会)の安否確認、被災状況の把握※1 ・議事課職員の安否確認、被災状況の把握 ・職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・各党派代表者会議等議会对応の協議 <p>[災害に関する必要情報の議員(維新の会)への提供※2]</p>
調査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・議員(公明党、ひょうご県民連合、日本共産党、無所属)の安否確認、被災状況の把握※1 ・調査課、図書室職員の安否確認、被災状況の把握 ・職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ <p>[災害に関する必要情報の議員(公明党、ひょうご県民連合、日本共産党、無所属)への提供※2]</p>

※1 議員の安否確認等は、原則として危機発生地区の選出議員を対象とする(職員も同様)。

※2 全議員に対して、災害対策本部から記者発表資料がその都度メール又はFAX送信され、議会事務局へ同じ情報が提供される。

⑥ その他（勤務時間外における職員の留意点等）

- ア 危機発生地区に居住または滞在している職員は、自らの被災状況等について、所属長へすみやかに報告（被災していない場合も）するとともに、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡すること。
- イ 居住地の周辺及び議会事務局に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長に連絡すること。

資料編

○「兵庫県災害対策本部設置要綱」における議会事務局の役割

県議会事務局及び人事委員会、監査委員及び労働委員会の事務局は、必要に応じて、本部長の指示に基づき、本部事務局又は各部の応援に当たる。

○「兵庫県地域防災計画」 災害対策本部設置基準

- 1 県内で震度5強以上の地震を観測したとき
- 2 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき
- 3 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 4 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 5 風水害等が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき
- 6 その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき

○「兵庫県地域防災計画」 職員配備体制

災害対策本部が設置された場合、部局長、課室長は直ちに配備につく。
 その他職員については、下記配備体制。

(地震災害対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ②県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、 <u>小規模の被害</u> が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた <u>少数(概ね2割以内)</u> の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、 <u>中規模の被害</u> が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ②県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(<u>自動配備</u>) ③「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に <u>大規模な津波の発生</u> が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた <u>概ね5割以内</u> の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、 <u>大規模の被害</u> が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ②県内で震度6強以上の地震を観測したとき(<u>自動配備</u>)	原則として所属人員 <u>全員</u> を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

(風水害等対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、 <u>小規模の災害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>小規模の災害</u> が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた <u>少数(概ね2割以内)</u> の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、 <u>中規模の被害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>中規模の被害</u> が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた <u>概ね5割以内</u> の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内に <u>大規模な被害</u> が予想される気象情報が発表され、又は県内の <u>広範囲</u> にわたり水防指令第3号が発令され、 <u>大規模の被害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>大規模の被害</u> が生じたとき	原則として所属人員 <u>全員</u> を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制